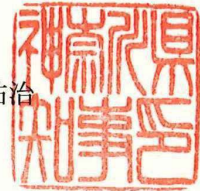


資料 2

水第 1171 号
令和 8 年 4 月 17 日

神奈川県漁業調整委員会 会長 櫻本和美 様

神奈川県知事 黒岩祐治



固定式刺し網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定について（諮問）

このことについて、別紙のとおり定めたいので、神奈川県漁業調整規則第 12 条第 3 項及び同第 16 条第 2 項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。



(別紙)

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定により、神奈川県漁業調整規則（令和 2 年神奈川県規則第 91 号）第 5 条第 1 項第 5 号の漁業に関する同規則第 12 条第 1 項各号に掲げる事項及び同条第 2 項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間並びに許可の有効期間について、次のように定める。

許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数（人）	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	（規則第 14 条第 1 項により許可又は起業の認可時に付加する条件）	許可又は起業の認可を申請すべき期間	許可の有効期間
いしもち、すずき一枚網漁業	14	定めなし	横須賀市夏島町 1 番地にある護岸北東角より真方位 76 度 14.8 分の線から横須賀市野比地先サク根と千葉県富津市浜金谷港灯台との見通し線に至る神奈川県海面。ただし、共同漁業権の漁場の区域を除く。	1 月 1 日から 12 月 31 日まで ただし、いしもちを目的とする場合は 1 月 1 日から 4 月 30 日まで。すずきを目的とする場合は 5 月 1 日から 12 月 31 日まで。	横須賀市平成町または浦郷町に漁業根拠地※を有している者	1 網の目合は次のとおりとする。 (1)いしもちを目的とするもの 5.3 cm 以上 (2)すずきを目的とするもの 9 cm 以上 2 網の張立時間は 15 時から翌日 10 時までとする。	令和 8 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日まで	令和 8 年 6 月 14 日から令和 13 年 6 月 13 日まで

かれい及び たいを目的 とする三枚 網漁業	14	同上	次の線により囲まれた区域 ア 横須賀市夏島町1番地護岸北東 角から真方位76度14.8分の線 イ 横須賀市伊勢山崎突端と千葉県 富津崎突端を結ぶ線 ウ ア線上、横須賀市夏島町1番地 護岸北東角から4.5kmの点と、イ 線上、横須賀市伊勢山崎突端から 3kmの点を結ぶ線 エ 共第1号共同漁業権の沖合線	5月1日から 12月31日ま で	同上	1 網の張立時間は15 時から翌日10時まで とする。 2 漁具の規模の限度 は次のとおりとす る。 (1)目合 9cm以上 (2)網の高さ 3m以下 (3)網1反の長さ 70 m以下 (4)1隻の網の使用反 数 15反以下	同上	同上
同上	9	同上	操業区域① 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ及び トの点を順次結んだ直線と海岸線 とによって囲まれた区域から共第 1号共同漁業権の漁場の区域を除 いた区域 イ 横須賀市伊勢山崎にある防波 堤突端 ロ イと千葉県富津市富津崎突端 を結んだ直線上イから3000m の所 ハ 横須賀市観音崎灯台と富津市 磯根崎突端を結んだ直線上観音崎 灯台から3300mの所	漁業時期① 8月1日から 翌年3月31 日まで 漁業時期② 5月1日から 12月31日ま で	横須賀市 走水また は大津町 に漁業根 拠地を有 している 者	同上	同上	同上

			ニ 横須賀市明神埼突端と千葉県南房総市富山山頂を結んだ直線上明神埼突端から4000メートルのところ ホ 明神埼突端とニを結んだ直線と三浦市剣埼灯台と海獺島灯標を結んだ直線の延長線との交点 ヘ 横須賀市千代ヶ埼突端から真方位139度18.2分の直線と、海獺島灯標とホを結んだ直線との交点 ト 千代ヶ埼突端 操業区域② 次の線により囲まれた区域 ア 横須賀市夏島町1番地護岸北東角から真方位76度14.8分の線 イ 横須賀市伊勢山埼突端と千葉県富津埼突端を結ぶ線 ウ ア線上、横須賀市夏島町1番地護岸北東角から4.5kmの点と、イ線上、横須賀市伊勢山埼突端から3kmの点を結ぶ線 エ 共第1号共同漁業権の沖合線				
--	--	--	---	--	--	--	--

同上	5	同上	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ及びトの点を順次結んだ直線と海岸線とによって囲まれた区域から共第1号共同漁業権の漁場の区域を除いた区域 イ 横須賀市伊勢山崎にある防波堤突端 ロ イと千葉県富津市富津崎突端を結んだ直線上イから3000メートルのところ ハ 横須賀市観音崎灯台と富津市磯根崎突端を結んだ直線上観音崎灯台から3300メートルのところ ニ 横須賀市明神崎突端と千葉県南房総市富山山頂を結んだ直線上明神崎突端から4000メートルのところ ホ 明神崎突端とニを結んだ直線と三浦市剣崎灯台と海獺島灯標を結んだ直線の延長線との交点 ヘ 横須賀市千代ヶ崎突端から真方位139度18.2分の直線と、海獺島灯標とホを結んだ直線との交点 ト 千代ヶ崎突端	8月1日から翌年3月31日まで	横須賀市鴨居に漁業根拠地を有している者	同上	同上	同上
----	---	----	--	-----------------	---------------------	----	----	----

同上	4	同上	同上	8月1日から 翌年3月31 日まで	横須賀市 西浦賀ま たは久比 里に漁業 根拠地を 有してい る者	同上	同上	同上
同上	1	同上	同上	同上	横須賀市 久里浜に 漁業根拠 地を有し ている者	同上	同上	同上

※ 漁業根拠地：許可を受けようとする漁業の操業又は漁業に使用する船舶の運航の主たる本拠となる地をいう。